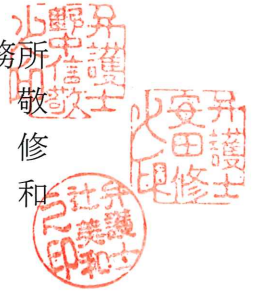


令和7年 5月 8日

日本粉末冶金工業会
会長 園 田 修 三 殿

大島総合法律事務所
弁護士 野 中 信 敬
同 安 田 修
同 辻 美 和



監査結果に関する報告書

当職（弁護士野中信敬）は、日本粉末冶金工業会（以下「貴工業会」といいます。）が令和6年4月1日より令和7年3月31日迄の期間に運営・開催した常任理事会、総務部会、広報部会、業務委員会、焼結機械部品技術委員会、軸受部会、プレス技術委員会、原料粉末技術委員会、射出成形粉末冶金委員会、マーケティング委員会、国際規格委員会、環境委員会、工業会賞選考委員会、新規プロジェクト委員会、SMC規格化分科会、イノベーションプロジェクト運営会議、及び委員長連絡会に関し、「競争法コンプライアンス指針」（以下「本指針」といいます。）の遵守状況について、令和7年4月16日に監査を行いましたのでその結果について報告致します。

1 監査の方法

監査にあたり当職は、同日、貴工業会事務室において常任理事会、各部会、各委員会、及び委員長連絡会の全議事録と主要な参考資料を閲覧・検討しました。また、それらの検討に先立ち上同日、専務理事植月義夫氏、専務理事補佐澤山哲也氏及び事務局総務・経理主査坂本季枝氏に対し、近時の業界の概況、貴工業会の当年度の活動状況及び特筆すべき事項等につき質問し、説明を受けました。このように、必要な監査手続きを実施致しました。

2 監査の結果

監査の結果、貴工業会の委員会の各会議は、議事録を監査した結果適切に運営されておりました。

議事録上においては会議の開始にあたり本指針に則り議事がなされることが明確に宣言され、また、会議の終了時点において、議事の内容が本指針に反していなかったことを確認しております。そして、各議事録の内容から、会議運営が本指針に則ってなされていることが認められます。よって、常任理事会、部会、委員会、及び委員長連絡会の各会議においてコンプライアンスに違反する重大な事実はないと判断致します。

また、令和6年4月1日より令和7年3月31日迄の期間において、当職に対するコンプライアンスに関する通報は発生しておりません。

以上